

かがやき

学校だより第8号

令和2年10月30日

草津市立山田小学校

や やさしく・・・人権を大切にする いじめを許さない
ま まけない・・・よく考え ねばり強くやりぬく
だ ダイナミック・・・たくましく力強く 生き生きとしている

いじめは法律違反です！

山田小学校では、平成26年度から「いじめ防止基本方針」を定めています。今回は、その方針のものの考えになっている「いじめ防止対策推進法」について触れたいと思います。少し難しい言葉も出てきますので、子どもにもわかるように簡単にしてみました。※全部で35条ありますが、いくつかを抜き出してみました。

第2条 いじめの定義

いじめとは、子どもが、ある子どもを心理的・物理的に攻撃することで、いじめられている子どもの心や体が傷ついたり、被害を受けて苦しんだりすることです。インターネットいじめも、いじめです。

※「いじめるともりじゃなかった」とか「悪気はなかった」と言っても、それは関係ありません。いじめられた子どもが「苦しい」「つらい」なら、それは「いじめ」です。

第4条 いじめ禁止

いじめを行ってははいけません。

第8条 学校と教職員の責任

学校と教職員は、関係者と協力しながら、いじめの防止と早期発見に取り組みます。そして、いじめが起きていることがわかったら、すぐに動く責任があります。

第9条 保護者の責任

子どもの保護者は、子どもを教育する責任がいちばんあります。子どもがいじめをしない子どもに育つように努力します。

自分の子どもがいじめられたときには、子どもを保護します。また、学校や市などが行ういじめ防止活動に協力するよう努力します。

第15条 学校におけるいじめの防止

学校は、すべての教育活動を通じて、いじめ防止につながるような、道徳教育や心を豊かにする教育、人間関係能力が高まるような内容を充実させなければなりません。

学校は、保護者、地域の方々、その他の関係者みんなと協力して、いじめ対策を進め、またみんなに理解してもらうようにします。

いじめは子どもの世界だけでなく、大人の世界にもあります。職場や様々なグループ、スポーツチーム、地域コミュニティでも起きることがあります。つまり、どこでも起きることなのです。

脳科学者の中野信子さんは、「いじめは脳に組み込まれた機能である。脳の機能である限り完全に止めることはできない。しかし、その機能をコントロールすることはできる。」と言います。自分自身を見返し、自分をコントロールする力をつけられる環境をみんなで作るこそが、いじめの防止・抑止に役立つのではないのでしょうか。

校長 南 喜普